

## 再開する市民利用施設（案）

感染予防策を徹底した上で準備ができ次第、以下の市民利用施設を段階的に再開する。

- ・ 図書館
- ・ 公民館、集会所
- ・ コミュニティセンター、市民活動施設
- ・ 公園、スポーツ施設（ただし、屋内施設、屋外運動施設の観客席部分、屋内・屋外水泳場は除く（今後検討））
- ・ 文化施設（貸館、ホール）
- ・ 福祉施設
- ・ 子育て支援施設
- ・ 環境施設
- ・ 市民保養施設
- ・ 各区役所多目的室
- ・ その他の施設

（参考）

第14回新型コロナウイルス危機対策本部員会議及び第5回新型インフルエンザ等対策本部員会議（令和2年5月22日）により、再開方針が決定された市民利用施設

- ・ 文化施設（展示施設）
- ・ 博物館